

## 仙台市介護保険審議会の概要について

### 1. 設置の趣旨

介護保険事業の運営に関し必要な事項について調査審議し、その運営に被保険者等の意見を反映させるために設置するもの。

### 2. 調査審議内容

(1)審議会は市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。

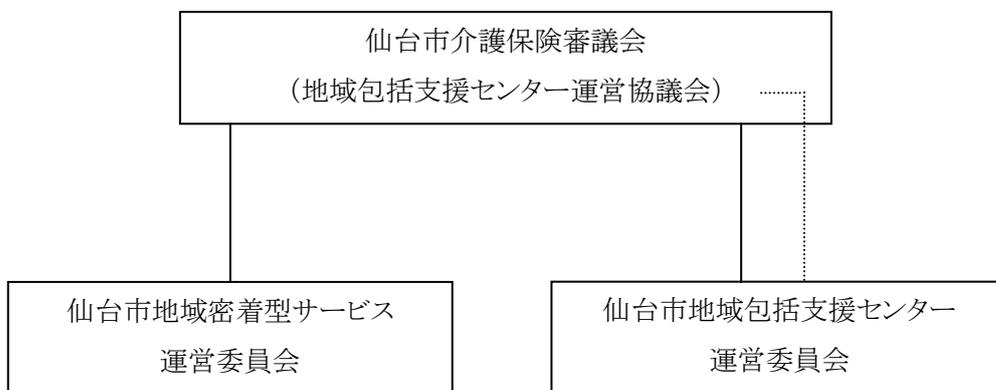
- ① 仙台市介護保険事業計画の策定、変更及び進行状況に関する事項
- ② 前号に定めるもののほか、介護保険事業の円滑な運営のために必要な事項

(2)審議会は、必要があると認めるときは、前項各号に規定する事項について調査審議し、市長に意見を述べることができる。

### 3. 介護保険審議会の構成

上記の調査審議を効果的かつ効率的に行うため、介護保険審議会は以下(1)、(2)の運営委員会を設置する。また、介護保険審議会は、地域包括支援センターの適切、公平かつ中立な運営を確保するための地域包括支援センター運営協議会の役割も担うこととしている。

【介護保険審議会イメージ図】



#### (1)地域密着型サービス運営委員会

地域密着型サービスに関する次の事項について調査審議する。

- ① 地域密着型サービス事業者の指定に関する事項
- ② 地域密着型サービスの指定基準及び介護報酬の設定に関する事項
- ③ 地域密着型サービス事業の適正な運営を確保するために必要な事項

\*おおむね年4回程度開催

## (2)地域包括支援センター運営委員会

地域包括支援センターに関する次の事項について調査審議する。

- ① 地域包括支援センターの担当圏域の設定に関する事項
  - ② 地域包括支援センター業務の委託先法人の選定, 変更等に関する事項
  - ③ 指定介護予防支援の公正かつ中立な運営の確保に関する事
  - ④ 地域包括支援センターの適切, 公正かつ中立な運営を確保するために必要な事項
- \*おおむね年4回程度開催

(1)・(2)の委員会に所属する委員は, 会長が指定し, 委員会における審議内容は審議会に報告する。

**参考資料1** 地域包括支援センター運営協議会について

**参考資料2** 仙台市介護保険条例 (抜粋) ※介護保険審議会に関する部分

**参考資料3** 仙台市介護保険条例施行規則 (抜粋) ※介護保険審議会に関する部分